

別表 (徴収基準額表)

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B 階層	市町村民税非課税世帯		2,600	260
C 階層	所得税非課税世帯であって、市町村民税の均等割、所得割による区分	市町村民税の均等割のみ課税世帯 C1	5,400	540
		市町村民税所得割課税世帯 C2	7,900	790
D 階層	所得税課税世帯の所得税額による区分	所得税の年額 15,000 円以下 D1	10,800	1,080
		15,001~40,000 D2	16,200	1,620
		40,001~70,000 D3	22,400	2,240
		70,001~183,000 D4	34,800	3,480
		183,001~403,000 D5	49,400	4,940
		403,001~703,000 D6	65,000	6,500
		703,001~1,078,000 D7	82,400	8,240
		1,078,001~1,632,000 D8	102,000	10,200
		1,632,001~2,303,000 D9	123,400	12,340
		2,303,001~3,117,000 D10	147,000	14,700
		3,117,001~4,173,000 D11	172,500	17,250
		4,173,001~5,334,000 D12	199,900	19,990
		5,334,001~6,674,000 D13	229,400	22,940
		6,674,001 以上 D14	全額	左の徴収基準月額の 10%ただしその額が 26,300 円に満たない場合は 26,300 円

- 1 この表にかかる細目は、特に記載のない限り大阪市母子保健法施行細則（以下「規則」という。）別表の備考に定めるところによる。この場合、同表備考3に定めるところによるものとした「所得税の額」の計算における「市長が別に定める額」とは、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。
- 2 大阪市母子保健法施行細則（昭和41年大阪市規則第57号）別表備考第3項の「所得税の控除に関する規定で市長が定めるもの」とは、次のとおりとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 3 徴収月額決定の特例
 - (1) 入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は加算基準月額につき、さらに日割計算によって決定する。
$$\text{基準月額} \times (\text{その月の入院期間} / \text{その月の実日数})$$
 - (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 - (3) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 4 世帯区分の認定
 - (1) 認定の原則
世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。
 - (2) 認定の基礎となる用語の定義
ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。
イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、

養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)並びにそれ以外の三親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

5 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

6 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの((2)に掲げる者を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

なお、上記の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書(様式第21号)を提出するものとする。